

秩父市原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、予算の範囲内において秩父市原油価格高騰緊急経済対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者としないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、市長が不適格であると認める者

(3) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する燃料小売業を営んでいる者

(4) 地方公共団体その他公共団体が設立した事業者並びに地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者

(5) 補助対象経費について他の公的制度に基づく補助金を受けている者

(6) その他市長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者がその業務を行う上で令和6年4月から翌3月までに購入した燃料費（ガソリン、灯油、軽油又は重油に係る経費に限る。以下同じ。）のうち、任意の3月に購入した燃料費の合算額（消費税相当額を除く。）とする。ただし、当該合算額が30万円に満たないときは、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は20万円のい

ずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、秩父市原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、秩父市原油価格高騰緊急経済対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市原油価格高騰緊急経済対策補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたものと認めたときは、補助金の支給決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。